

根室地域における配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に係る関係機関連絡会議設置要綱

1 名 称

この会議は、「根室地域における配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に係る関係機関連絡会議」（以下「会議」という。）と称する。

2 目 的

被害者の保護及び自立支援を適切に行うため、関係の行政機関、民間団体等と緊密な連携と相互の協力によって、被害者支援対策の充実を図る。

3 協 議 事 項

会議は、次ぎに掲げる事項を行う。

- (1) 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に係る関係機関、関係団体との情報交換、連携及び協力
- (2) その他目的達成に必要な事項

4 構 成

会議は、別表に掲げる機関をもって構成するほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のために必要とする関係者を加えることができる。

5 会議の開催等

会議は、年1回開催するほか、構成員の要望により必要に応じて開催する。

6 事 務 局

会議の事務局は、根室振興局保健環境部環境生活課内に置くものとする。

7 見直し期限の設定

本連絡会議は、令和2年度の会議の開催日から起算して2年を経過するごとに、社会情勢の変化や開催実績等を勘案し、連絡会議の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年8月30日から施行する。

この改正は、平成22年9月15日から施行する。

この改正は、平成25年11月7日から施行する。

この改正は、平成26年11月19日から施行する。

この改正は、平成28年12月7日から施行する。

この改正は、平成29年12月7日から施行する。

この改正は、平成30年12月4日から施行する。

この改正は、令和元年12月5日から施行する。

この改正は、令和3年2月15日から施行する。（決定時施行とする。）

別表

根室地域における配偶者からの暴力防止及び
被害者の保護に係る関係機関連絡会議構成名簿

区 分	構 成 機 関
行政 〔福祉担当課、配偶者 暴力防止法担当課、 社会福祉事務所〕	根室振興局、根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
行政（教育）	根室教育局
行政（保健）	根室振興局保健環境部保健行政室、中標津地域保健室
行政（評価）	総務省釧路行政監視行政相談センター
児童相談所	保健福祉部釧路児童相談所
民生委員・児童委員	根室市民生委員児童委員協議会、別海町民生委員児童委員協議会、 中標津町民生委員児童委員協議会、標津町民生委員児童委員協議 会、羅臼町民生委員児童委員協議会
警察	北海道警察釧路方面本部、根室警察署、中標津警察署
裁判所	釧路地方裁判所根室支部、釧路家庭裁判所根室支部
検察庁	釧路地方検察庁根室支部
法務局	釧路地方法務局根室支局、根室人権擁護委員協議会
職業安定所	根室公共職業安定所
弁護士	釧路弁護士会（根室ひまわり基金法律事務所）
社会福祉協議会	根室市社会福祉協議会、別海町社会福祉協議会、中標津町社会福 祉協議会、標津町社会福祉協議会、羅臼町社会福祉協議会
民間団体その他	日本司法支援センター釧路地方事務所、特定非営利活動法人 駆け 込みシェルター釧路